

昭憲皇太后の最初の国産洋装大礼服

— オットマール・フォン・モールを中心に

裕居宏枝

はじめに

本稿は、文献史料をもとに昭憲皇太后^①の最初の国産洋装大礼服^②について明らかにすることを目的とする。

近年、明治維新から一五〇年や明治神宮の鎮座一〇〇年という節目を機に、皇室文化をとりあげた展示が各地で開催され、皇后の大礼服が出陳される機会が増えている^③。ところが、いずれの展示においても、皇后の大礼服をいつ誰が調製したのかという基本的事実について明らかにはなっていない。所蔵者等によって年代が比定されている場合もあるが、いずれも伝聞か、服飾史研究による流行の観

点から年代比定が行われているに過ぎず、あくまでも推測の域を出ていない^④。そこで本稿では、皇后の最初の国産洋装大礼服について、宮内公文書館所蔵史料を中心に文献史料に基づいた歴史学的考察を行う。文献史料に基づいた昭憲皇后の洋服については、これまでに中山千代^⑤、植木淑子^⑥による研究や、吉原康和^⑦の綿密な取材がある。本稿ではこれら先行する研究からより調査を進め、史料における大礼服の着用および現存状況をまず概観する。これによって、近代化の象徴の一つとして始まった皇后の洋装——その最高位の服装としての大礼服——がドイツへの最初の発注以後、宮内省顧問（勅任官二等待遇）として来日した、ドイツ帝国皇后兼プロイセン王妃アウグスタの枢密顧問秘書を務めたオットマール・フォン・モール（Ottmar

von Mohl) と宮廷女官であったその妻ヴァンダ・フォン・モール (Wanda von Mohl) の関与によつて、どのように国産中心に移行したのかを明らかにすることが可能となる。

本稿の構成は次の通りである。第一節では、国産洋装大礼服の調製までの前史として、一八八六(明治一九)年にドイツ・ベルリンに発注された大礼服について言及する。次に第二節では、最初の国産洋装大礼服の布地の製作者や調製者について考察し着用時期の年代比定を行う。最後に第三節で、帰国後のフォン・モール夫妻による皇后の大礼服への貢献を明らかにする。

はじめに、皇后の洋装大礼服について論じるにあたり、注意が必要な点について述べる。それは、文献史料によつて調製されたことが判明しているものの現存が確認できない大礼服、またそれとは反対に、皇后が着用した大礼服として現存が確認されているが調製年や製作者については明らかにないものの両方が存在していることである(表1参照)。

前者は最初に挙げた一八八六年にドイツに発注された大礼服がその代表的な例で、また後者については左記の三領が確認される。⁸⁾ なお、大聖寺所蔵および共立女子大学博物館所蔵の大礼服の呼称は筆者により、文化学園服飾博物館所蔵の大礼服は中山千代の記述に拠った。

尼門跡大聖寺所蔵(京都) 白繻子地刺繡草花模様大礼服〔図1〕(二七頁)、〔図6〕(三七頁)

文化学園服飾博物館所蔵(東京) 紅緋ビロード地刺繡菊花模様大礼服〔図2〕(二七頁)

共立女子大学博物館所蔵(東京) 萌葱色ビロード地刺繡菊花模様大礼服〔図3〕(二七頁)

よつて本稿で述べる皇后の大礼服にも、現存しているものと現存していないものの両方があることを述べておく。そして、本稿で取り上げる大礼服以外にもかつて存在した大礼服があることも付言する。

一、一八八六年、最初のドイツ製洋装大礼服の調製

昭憲皇后が着用した最初の洋装大礼服は、一八八六年に宮内大臣伊藤博文が駐独公使の青木周蔵に発注を依頼し、ドイツで調製されたものに端を発する。その購入経緯や外交的意義については、拙論⁹⁾で既に明らかにしている。

宮中の西洋化を図る伊藤は、君主が夫妻そろつておおよけの場で洋装した姿をみせるべく、いまだ和装であった皇后の洋装化を計画した。しかしながら、明治天皇の反対によつて、その計画は当初は

表1 新年行事における昭憲皇后の大礼服の着用および現存状況

西暦	和暦	新聞や回想における昭憲皇后の大礼服の表現および着用について	現存状況
1887	明治20年	ドイツで調製された大礼服 (図4)	不明
1888	明治21年	「白地の洋服」(1888年1月2日付け『郵便報知新聞』)	不明
1889	明治22年	「髷色天鷲絨の御肩より垂れて地を曳く一丈余りの御裳に同色金縫の袴」(1889年1月2日付け『郵便報知新聞』)	不明
1890	明治23年	「水色の御大礼服にて其の前部御腰の辺りは一面に白薔薇の造花にて飾り御襟には希代の宝石を懸けさせ玉ひ」(1890年1月2日付け『郵便報知新聞』)	不明
		「白い綾織り」(メアリー・フレイザー著、ヒュー・コータツツィ編、横山俊夫訳『英国公使夫人の見た明治日本』、淡交社、1988、137頁)	不明
1891	明治24年	「薄桃花色模様の御上着に同じ色に所々金色を施せる御裳にて地質は『精好』に類する最と見事なるものなり」(1891年1月2日付け『郵便報知新聞』)	大聖寺所蔵大礼服 (図1)カ
1892	明治25年	「白地に薄桃花色に草花模様の御上着に同じ色同じ模様の洋服」(1892年1月3日付け『読売新聞』)、「白地に薄桃色の草花模様の御上着に同じ色同じ模様の御裳を曳かせ給ひ」(1892年1月3日付け『郵便報知新聞』)	大聖寺所蔵大礼服 (図1)カ
1893	明治26年	「白地に同じ白を以て縫出せる花唐草の御衣に薄花色縞子の金色の菊花を縫たる御裳の御服」(1893年1月3日付け『東京朝日新聞』)、「白地へ白にて高縫せる花唐草の御衣に薄花色縞子地菊花を糸及び金にて繡したる御裳の御服」(1893年1月3日付け『郵便報知新聞』)	不明
		2日「黒の御洋服」(1893年1月3日付け『読売新聞』)	不明
1894	明治27年	白地に草花模様浮織の御上着に薄桃色に同じ模様の御裳」(1894年1月3日付け『東京朝日新聞』)、「白地に草花模様浮織の御上衣に薄桃色に同じ模様の御裳を曳かせ給ひ」(1894年1月3日付け『郵便報知新聞』)	大聖寺所蔵大礼服 (図1)カ
		「毛皮の縁のついたえび茶色のピロードの長い裳裾のついた宮廷服をお召しになっていた」(エリアノーラ・メアリー・ダヌタン、長岡祥三訳『ベルギー公使夫人の明治日記』、中央公論社、1992、27頁)	不明
1895	明治28年	新年行事無し	
1896	明治29年	「白縞子の裳裾のついた服をお召しになっていたが、それには駝鳥の羽飾りがついていて、豪華な金色の刺繍が施されていた」(『ベルギー公使夫人の明治日記』、101頁)	不明
1897	明治30年	「たくさんの刺繍を施した深紅色のピロードで、同じく深紅色の駝鳥の羽根の房で縁取りがされていた」(『ベルギー公使夫人の明治日記』、140頁)	文化学園服飾博物館所蔵大礼服 (図2)カ
1898	明治31年	英照皇太后死去のため新年行事無し	
1899	明治32年	「綾模様を織り出したる雪白の御洋服」(『都の華』第20号)	不明

1900 (明治33) 年大島万吉が皇太子明宮の婚儀のための鶯色のピロードの大礼服を調製。

1901 (明治34) 年の新年拝賀は天皇皇后風邪のため不出御。

共立女子大学博物館所蔵 (東京) 萌葱色ピロード地刺繍菊花模様大礼服 (図3) 共立女子大学は、収藏品コレクションの一つとしてホームページ上で公開する中で、大礼服の年代を「明治39年」としている(「明治39年 この大礼服は新年の朝賀の際に着用し、製作者は大島万吉、刺繍は池田祐三郎といわれている。トレーンは萌黄色天鷲絨地長さ3メートル30センチ。幅90センチ両肩より裾にかけて、菊花が日本刺繍で施され、肩より蕾・小輪・中輪・大輪と数種の菊花の一生がすべて違う形状でデザインされその日本刺繍の技術と色調は見事なものです」<https://www.kyoritsu-wu.ac.jp/campus/news/detail.html?id=121> (2023年11月19日最終閲覧))。一方、大礼服を収納している木箱の箱書に「明治四五年」とあることから、近年ではそのころ使用されたとも考えられている(図録『明治150年記念 華ひらく皇室文化——明治宮廷を彩る技と美』、93頁)。しかしながらこの点については、大聖寺所蔵の大礼服の箱にある墨書「從皇后宮 明治四十四年孟夏御寄附貳枚之内 岳松山大聖寺什」と同様に、明治45年とは下賜された年を指すものと考えられる。

1908 (明治41) 年の新年拝賀には「薄紅梅の御礼装」(『郵便報知新聞』)着用、翌年も「薄紅梅の御礼服」(『読売新聞』)、「薄紅梅の御礼装」(『郵便報知新聞』)いずれも現存不明。

難航した。そのため伊藤は、皇后宮大夫の香川敬三を通じて皇后を説得し、一八八六年六月二三日に天皇の許可を得て、婦人服制に関する通達¹⁰を出すことに成功した。これによって以後、皇后もおおやけの場で洋装することが示された。

伊藤の目的の一つは、毎年一月一日に行われる宮中の新年式および新年拝賀に列席する各国の公使らに、天皇に続いて洋装した皇后の姿を示すことであつた。そのため、伊藤は青木周蔵へ一八八七（明治二〇）年の新年式で着用する大礼服の注文を依頼し、ベルリンの裁縫師マックス・エンゲル (Max Engel) が大礼服を調製した。青木が日本に帰国した後は、駐独公使の品川弥二郎や公使館関係者に引き継がれ、年末も差し迫つたころ、大礼服は日本に到着した。

大礼服の購入費は最終的に、装飾品も含めて「拾五萬四千七拾貳円貳厘¹¹」であつた。伊藤が青木にドイツへの洋装大礼服の発注を相談した際に、「代価概算取調候へば、十二三万円は差掛り不得止歟¹²」と述べているように、当初その額は一二、三万円程とみられていた。宮内省は、明治十九年度予算で一五万円を支出し、別途四〇七二円二厘は追加で支出した¹³。宮内省は、これらを銀貨で支払つた¹⁴。

一八八六年一〇月二〇日付けの *Berliner Tageblatt* (朝刊五面) はその洋装大礼服について、

ダッチエスサテンを使用したドレスのアンダースカートには金の小玉が飾られ、オーバースカートは洗練された金糸のブロードで重厚な金の刺繍で仕上げられている。ドレスの上には、四メートル以上もある赤紫のベルベットにロシア産の黒テン毛皮があしらわれたトレーンがかさねられている。ボデイスは、宮廷服で定められている胸元が深くあいたローカットデザインで、トレーンと同じベルベットの生地に金糸の刺繍がふんだんに施されており、白い長手袋にも同じく金の刺繍がされている。扇は、緻密で愛らしい細工で装飾された白蝶貝の扇骨に、繊細なブリュッセル・レースのポワン・ド・ガーズ。

と報じた。この大礼服は、濃い色の毛皮のトレーンやスカートの縁の小玉、白い長手袋や扇などの小物の特徴から、一八八九（明治二二）年六月に鈴木真一と丸木利陽によつて撮影された昭憲皇后の写真〔図4〕（二九頁）に写る大礼服¹⁵と考えられる。

前述した拙論でも述べたように、モードの先端とは言えないドイツからの皇后の大礼服の購入は、首相兼宮内大臣の伊藤博文の対独外交および宮廷外交方針を反映したものであつた。大礼服の購入後、外務次官青木周蔵、駐日ドイツ公使テオドル・フォン・ホルレーベン (Theodor von Holleben) と昵懇の間柄であつたフォン・モールが、宮内省顧問として招聘されることとなつた。フォン・モール夫妻の



図1 白縞子地刺繍草花模様大礼服

大聖寺所蔵

明治神宮鎮座百年祭記念シンポジウム 100年の森で未来を語る Mの森
連続フォーラム

2020年10月24日開催パンフレット「美の継承——昭憲皇太后大礼服の
物語」より

図2 紅緋ビロード地刺繍菊花模様大礼服
文化学園服飾博物館所蔵



図3 萌葱色ビロード地刺繍菊花模様大礼服
共立女子大学博物館所蔵

宮内省における貢献は、特に儀礼の面で大いに発揮された¹⁶。次節では洋装大礼服に国産洋服地が使用されるまでの過程に、フォン・モール夫妻の重要な働きがあつたことをみていきたい。

二、一八八八（明治二）年完成、最初の国産洋装大礼服

大島万吉による国産洋装大礼服の調製

宮内公文書館所蔵「御用度録」に、一八八八年一月二三日付けの皇后の大礼服の請求書が存在する。仕立てと附属品込みで三三万円、納入者は大島とある¹⁷。大島は大島万吉¹⁸のことで、中山千代によれば、大島万吉は、西洋人からもらった洋服を解いて研究した人物で、宮廷服を洋装化した一八八六年以降、宮内省御用の宮廷服専門職となつた。麴町内幸町の大島の店では、「工房いっばいに拡がるドレスを縫っていた¹⁹」と言われていた。大島は、一八八七（明治二〇）年四月一日には、皇后のための「ペテコトニダース」、つまりペチコートを納入している他、同月二六日には皇后のための黒天鵝絨の上着や浅黄琥珀色の服、紺地桐模様入りの服などを納入し、服の直しも行っている²⁰。翌月一日にも、皇后のための洋服や上着などを数点納入している²¹。大島が宮中に納入したのは、服や上着だけではない。前述のペチコートがすでに示しているように、「バンタロー

用フライドル」、「シミス用フライドル」などといった、下着のための布地も含まれている²²。そして大島は、ほとんど毎月、月に数着の洋服や下着を納入している²³。

話はそれるが、皇后が身に着けるものを納入していたのは大島だけではない。靴は磯村安兵衛²⁴、洋装用の「御肉襦袢」を津川治助（介）²⁵他、襟飾りの直しを重田市兵衛²⁶、前述の下着のための布地を大島の他に大村和吉郎²⁷、洋服地を小林綾造²⁸、筆筒、洋服入れ、帽子入れを山岸半四郎²⁹、下着を楠田音次郎³⁰が納入した。他にも、皇后宮職が、洋服飾りや帽子、レース、リボンなどを「レスリー商会」や「バード商会」から購入していた³¹。

大島が皇后の洋服を調製し始めてまもなくの一八八七年四月二九日、フォン・モールと妻のヴァンダが子どもとその家庭教師を伴つて来日し、五月二日に宮中に初めて参内した³²。このとき皇后は、「絹の洋服」を着用していたとフォン・モールは記述している³³。おそらくこれは、大島が調製した洋服であつたと推測される。

後年になるが、一八九九（明治三二）年一月七日に、皇后宮職雇の大島万吉と芳野一郎が「皇后陛下御洋服裁縫御用相勤候為」めこの仕事に限って宮中の門鑑を渡されている³⁴。そのうえ、宮内公文書館所蔵史料に左記の記述がある³⁵。

拜啓 陳者予メ北嶋権掌侍ヨリ御依頼致置候 皇后陛下御大礼



図4 (昭憲皇太后写真) 584-D-d-187-2 東京大学総合研究博物館所蔵

服用鶉（筆者注…原文は偏と旁が逆、以降同様）色天鷲絨右二附
着可致鶉色駝鳥ノ羽根拾五メートル御入用ニ付更ニ御注文方御
依頼申進候色目ハ曾テ御承知之儀トハ存候得共為念色本及ヒ駝
鳥羽根画形壹葉封入御廻シ申進候間可然御承知被下度候右得貴
意候 敬具

明治三十三年二月十日

皇后宮職

式部官福羽逸人殿

これは一九〇〇（明治三三）年に権掌侍北島以登子が福羽に依頼
していた皇后の大礼服の鶉色ビロードにつける鶉色の駝鳥の羽根五
メートルの購入について話が進んだため、念のため皇后宮職が福羽
に「色本」と「羽根画形」を封入し知らせる、というものである。

これによると、このころに鶉色ビロードの大礼服が調製されていた
ことがわかる。時期からして大島の「御洋服裁縫御用」はこの大礼
服の裁縫と考えられる。さらに、あて先の福羽逸人は宮内省内匠寮
技師で、この年の一月より、臨時博覧会事務官としてフランスに滞
在しており、鶉色の駝鳥の羽根五メートルがフランスに発注された
とみられる⁽³⁹⁾。

しかもこの日付は、皇太子（のちの大正天皇）と九条節子の婚約
が正式決定し発表された日の前日で、この大礼服は、皇太子の婚礼

に際して調製されたものである。同年五月一〇日の皇太子明宮の婚
儀で皇后が着用した大礼服について、左記の記述がある⁽⁴⁰⁾。

此の度の御儀式に臨ませらるゝため新規に御調製となりし

皇后陛下御大礼服の御品並に御繡御模様は

御地質 表艸色繻子 裏総金織物

御模様 金銀モール菊御紋唐草

御繡箔 新発明天鵝絲草花

従来は独逸国伯林へ御用仰付られたるものなるが我邦にては今
回を以て嚆矢なりとす而して此天鵝絲繡箔を工みしは芝区愛宕
下町海軍省御用商沖村市太郎といふ人なり

「我邦にては今回を以て嚆矢なり」とする点は疑問があるが、色
やビロードの共通点から前述の鶉色の大礼服のことを指している。

同年に出された「皇室婚嫁令 附式」では、儀式の一部において
皇后は大礼服を着用することになっている。なお、皇后の宝冠や
ネックレス、腕輪などの宝飾品を「御世襲御装飾」として定められ
たのも一九〇〇年九月から一月にかけてのことで、今日皇后が受
け継ぐ根柢となっている⁽⁴¹⁾。

その後の大島であるが、一九一四（大正三）年、一月一六日付
けの『東京朝日新聞』四面の広告欄に二月一五日付で「昨夜近

火」の見舞いのお礼が掲載されていることから、麴町区内幸町一の五の大島万吉の店はこの頃にも存在していた。

フォン・モール夫妻と西陣織

フォン・モールは、京都で西陣を訪れたときのことを次のように書いている。^②

やはり京都で発展しているもう一つの工業分野、絹織工業はきわめて教えるところが多い。ずつしりとした日本産の絹糸をありとあらゆる色彩に織りあげる絹織工業は、華麗な織物、とくに赤と黄色をした製品をつくり出す。日本の皇后は、お召物にはたとえ洋服であつても国産の生地のみを用いることを原則とされているところから、わたしたちは錦など皇后御用の織物作りに携わっている多くの工場を見学した。皇后のお召物のデッサン、それに色彩の選択についてのわたしたちのいくつかの助言を製造業者は喜んで受け入れた。織機はおおよそ考えられるかぎりのもつとも単純素朴な型式のものが使用されていた。しかもその頃は、まだすべてが手作業で行われていた。絹織工業と並行して絹刺繍も行われていた。

これによれば、フォン・モール夫妻は皇后の洋服地を製造する西

陣の織元を訪れ、そのデザインや色彩が洋装に合うよう、助言を行っている。織元の側もその助言を受け入れ、素朴といえる織機と手作業によつて製造していた。ここで重要なのが、絹織物と並行して絹刺繍についても言及されている点である。この点については後述する。

フォン・モールは、具体的な年月日を記載していないものの、時系列からして一八八七年一月の皇后の洋服地について、さらに具体的に次の記述をしている。^③

宮中では皇后はできるだけ国産の布地の服を召されるが、洋式のモデルに従つて布地を加工し、仕立てるべきだと定められた。そこでモデルとなる衣裳をわたしの妻がベルリンのゲルゾン商会に頼み作らせた。ゲルゾンは注文どおりきわめて熱心にし、しかも趣味豊かに完成させ、長年にわたり製品を送送することができた。だが大輪の花を咲かせたような模様の入った日本の布地は、素材も色彩もたしかに美しかったけれども、パーティー用のドレスとしてはあまりにも華美であり、とくに色が派手すぎて洋風の衣裳には使用できなかつた。そこで、京都でもつぱら皇室用の布地を生産している工房は、まず彼らが模倣しながら織ることのできる錦の模範や色彩の模範を入手しなければならなかつた。これらの模範のうちまず一応の選択が行わ

れ、ついでこの問題に当然のことながら、きわめて関心を寄せている宮中女官との度重なる話し合いによつて、これだという見本が確立されたあと、京都の工房に発注されるようになった。すると工房は一カ年の期限後、専門家の目をうつつりとさせるような、皇后はじめ宮中の人々の衣裳のためのすばらしい布地を織りあげた。

これによると、一年後の一八八八年の秋頃には、宮中関係者と京都の工房の努力によつて、洋服地にふさわしい国産の織物を織ることができるようになっていた。それまでの間、国産の布地を使つての洋服の調製は、フォン・モールが述べているように布地の華やかさから不向きとみられていた。たしかに、一八八八年二月には、最初の大礼服を調製したベルリンのマックス・エンゲルを經由して、宮内省は皇后の洋服のための大量の布地を購入している。⁽⁴⁾ところが同年七月、マックス・エンゲルへの御用達の授与が取りやめとなる刑事事件があつたことが判明し、以後マックス・エンゲルへの服の注文はおろか、布地さえも購入することはなくなつた。

第三節で後述するが、洋服地向けに京都で作られた織物は、ドイツに送られフォン・モール夫妻を通じて調製された皇后のための大礼服となつたと考えられる。

宮中御用織物司小林綾造

フォン・モールが述べる「京都でもつばら皇室用の布地を生産している工房」で、皇后のドレスの洋服地を製作したのは誰であつたのであろうか。前述した洋服地の納入者・小林綾造⁽⁵⁾に着目したい。小林は、西陣織の六人衆と呼ばれる小林家の出身である。西陣織の六人衆とは、元は元龜二（一五七二）年に内蔵寮の織物司に勅許を蒙り、御寮織物司となつた井関、和久田、小島、中西、階取、久松の六家のことである。寛政年間に階取家は断絶し、天保九（一八三八）年に久松家も断絶した後、小林家とその名跡を継いだとみられている。五家となつたが、旧習に倣つて六人衆と呼ばれ、格式を保持していた。御寮織物司は朝廷の御用に応じ、官位を持ち、帯刀を許されるなどの特権を保持した。明治維新後は山科家の御寮織物、御衣調進も廃止となり宮内省扱いとなり、御寮織物司も自然と解消されることとなつたが、六人衆の五家のうち、中西昌作、三上復一、小林綾造の三人が宮中の「御用」を引き継いだ。小林綾造は西陣機屋のなかでも出色の人物で、才知世故に富んでいたといわれている。洋服が採用されるようになり、宮中の御用とともに各宮家や明治政府関係者の需要も増え、特に三条実美や伊藤博文にも目を掛けられていた。⁽⁶⁾

一八八七年三月の『大阪朝日新聞』で、小林に皇后、各典侍の洋

服地の調進が命じられ、「焦茶色紙子織」で「雲鶴と菊唐草の模様」の洋服地を製作したことが報じられている。⁴⁷これは、一八八七年一月に洋装を奨励する「婦衣服制のことに付て皇后陛下下思食書」⁴⁸が出され、同年四月にフォン・モール夫妻が来日する間の事で、これらの生地や柄の記述は小林の製作した織物が、フォン・モールの言う洋服地に適した柄ではなく着物地に近いものであったことを裏付けている。

さて、小林綾造編集・発行『錦織帖』（丸善商社書店、博聞社、一八八九年六月二八日発行）には、実に興味深い左記の記述が見られる。

祖先乃業を承け夙に織物改良製作に従事し幾多の蛍雪無数の艱難を復みて屈せず撓まず日夜焦慮苦心該業の振作に意を用ゆるこそ爰に年あり。明治の初より以来

宮内省 御用品調進を拝受し併せて諸官衙御用品窓掛、卓掛、椅子、張地等其他種々の織地を調製し来り。其間内国、外国の各博覧会に於て種々の褒賞を受領し当今に於ては絹毛交り織物をも織立るに至れり。

明治二十年 内務省御用にて造神宮御用錦綾唐織等多種の製織を別邸小石川織場に於て調済し同時に染術をも研究し京都西陣織同一の織帛を調製し得に至れり。又廿一年并に本年に於て悉

くも

皇后宮陛下 御召御洋服太^テ礼服地をも金モール付にて同所に於て拝調せり。

これによれば、一八八七年から九年に小林が皇后の洋服の大礼服地を製作したことがわかる。さらに、この『錦織帖』の冒頭には、有栖川宮熾仁⁴⁹、佐野常民の揮毫と共にフォン・モールによるドイツ語の序文が掲載されている（図5）（三四頁）。フォン・モールは次のように書いている。

（筆者訳）

本書は、京都と東京の宮廷御用達小林綾造の織物による、古式日本と現代ヨーロッパのテイストの絹織物の図版である。数年前の旅の時から選ばれた織元は、日本の宮廷に絹織物を提供してきた。

東京 一八八八年三月一日

オットマール・フォン・モール

プロイセン王室侍従長、大日本帝国宮内省顧問

この献辞が示すように、フォン・モールが前述した回想で「京都でもつばら皇室用の布地を生産している工房」と述べているのは、

図5 オットマル・フォン・モールによる序文 小林綾造編集・発行『錦織帖』(丸善商社書店、博聞社、1889年6月28日発行) 国立国会図書館デジタルコレクションより

Die vorliegenden Abbildungen Japanischer Seidenstoffe
 stellen Muster alt-japanischen und modern-europäischen
 Geschmacks dar, welche den in Japan allbekanntem
 Webereien des Kaiserlich Japanischen Hoflieferanten
 Aiyazo Kobeiaschi in Kioto und Tokio ent-
 stammen. Seit einer Reise vor Jahren liefern die
 gedachten Webereien die Seidenstoffe für den Ju-
 panischen Hof.

Tokio, den 15. März 1888.

Ottmar von Mohl ..

Königlich Preussischer Kammerherr
 und Berather des Kaiserlich Japanischen Haus Ministeriums.

〈筆者文字起こし〉

Die vorliegenden Abbildungen Japanischer Seidenstoffe
 stellen Muster alt-japanischen und modern-europäischen
 Geschmacks dar, welche den in Japan allbekanntem
 Webereien des Kaiserlich Japanischen Hoflieferanten
 Aiyazo Kobeiaschi in Kioto und Tokio ent-
 stammen. Seit einer Reise vor Jahren liefern die
 gedachten Webereien die Seidenstoffe für den
 Japanischen Hof.

Tokio, den 15. März 1888

Ottmar von Mohl

Königlich Preussischer Kammerherr

und Berather des Kaiserlich Japanischen Haus Ministeriums.

小林綾造の工房であったとみてよい。時期などから判断して、小林が一八八七年に製作した皇后の大礼服地は、大島万吉が仕立て、一八八八年一月二三日付けの請求書にある大礼服のことである。

一八八八年調製の大礼服とは

小林綾造は『錦綾帖』で「御召洋服太礼服地をも金モール付にて同所に於て拝調」と書き記しているが、大聖寺所蔵の大礼服のトレーンの刺繍には金モールが使われている。筆者の調査によって、その補強に使われている和紙が横須賀造船所の一八七八（明治一二年）一月の「遣払帳」の一部で、天龍を造船したときの経理台帳であることが判明している。⁽⁵⁰⁾ 横須賀造船所は海軍省の直轄の造船所であった。そこで考えられるのは、反故紙となった和紙を手に入れられる立場にあった海軍省御用の金モール製作者が、この大礼服の刺繍にも関わっていたということである。実際に、金モール製作の中野商店（東京日本橋区呉服町、店主中野要蔵）は兵部省時代から陸軍、海軍、後年には宮内省御用達となっているほか、⁽⁵¹⁾ 前述の海軍省御用商の沖村市太郎が皇太子明宮の婚儀にあたって調製された大礼服の刺繍の製作にかかわっており、何らかの関係があることを指摘しておきたい。

以上の点から、「御用度録」にある大島万吉が仕立てた一八八八年一月二三日付けの請求書の洋装大礼服は、小林綾造が布地を製作

し、大聖寺所蔵の大礼服である可能性が極めて高い。請求書には具体的なデザインや色、柄についての記載がないが、フォン・モールの動向や洋装大礼服に使われた金モールの共通点、刺繍の補強に使われた和紙の存在から、織り、刺繍、調製は一貫して日本で行われ、これらを同定することができる。また、ヨハネス・ピーチエによると、大聖寺所蔵の皇后の大礼服の縫製技術はヨーロッパのドレスの縫製技術と比べて「素人的」で、ヨーロッパ製ではない糸によつて縫製されているということもこの点を補強する。

一八八八年調製の大礼服の着用

さらに実証をすすめるため、一八八八年一月に完成した最初の国産洋装大礼服を皇后がいつ着用したのかについて述べていきたい。適宜表1を参照されたい。洋装大礼服は、新年式および新年拝賀の際に着用されている。一八八八年一月二三日に大島が納品しているもので、一八八八年の新年行事はすでに終了している。『郵便報知新聞』によると、翌一八八九年の新年拝賀で皇后は「鶯色天鵝絨の御肩より垂れて地を曳く一丈余りの御裳に同色金縫の袴を着け無数の金剛石を鏤めたる金作の宝冠を戴き勲一等宝冠章の大綬を佩はせ給ひ金色燦爛実には御見事の御服装と申し奉るも愚なる次第」とある。⁽⁵²⁾

その翌年の一八九〇（明治二三）年の新年拝賀では、「白い綾織り」、そして「水色の御大礼服にて其の前部御腰の辺りは一面に白

薔薇の造花にて飾り御襟には希代の宝石を懸けさせ玉ひ宝冠章の大綬に憲法発布記念章を佩はせ玉ひし御事なれば金色燦爛として仰ぎ見奉るとも難かりし程⁵⁶とある。この二つの記述は、一見すると「白」と「水色」という色の点でまず一致していないように思われる。後者の指摘をもとに検証すれば、これは一八八九年七月一九日付け *Berliner Tageblatt* (朝刊五面) に掲載されている、フォン・モール夫妻がベルリンのゲルゾン商会 (Gerson & Co.) に発注した一二着の内の一着と考えられる。*Berliner Tageblatt* の記述の訳を左記に引用する。

当地の衣類商人であるゲルゾン商会は、日本の皇后のために豪華な衣服一二着を誂えた。そのうちの六着は先日完成し、昨日までウエルデルシャーマルクトにある同社の店で展示されていた。衣服の一部は日本の太陽祭 (筆者注: 新嘗祭) のためのもので、近日中東京へ運送される。全てのドレスには二着のボデイスがセットで——デコルテが覆われているものと開いているもの——、一部には (筆者注: 衣服に) 合う既製服・帽子・傘・マフ・扇子等が備わっている。

最もカラフルな衣裳は、くすんだバラ色の絹のアップリケからできており、バラの豊富な刺繍がある。同じ衣裳の前の部分は、幅広いラ・フランス・ローズの花環で飾られている。暗め

のスエード革の既製服にはドレスからとつたいわゆる取り付けのバラが輝いている。

これによれば、白か水色の大礼服かとはかくとして、前の部分が「薔薇の造花」、幅広いラ・フランス・ローズの花環」で飾られている点が一一致している。より注視しなければいけないのが、「もつとも豪華な衣裳」を大礼服ととるかどうかである。判然とはしないが可能性として挙げておきたい。

翌年の一八九一 (明治二四) 年の新年拝賀で皇后が着用したのは、「薄桃色花模様の御上着に同じ色に所々金色を施せる御裳にて地質は『精好』に類する最と見事なる」大礼服であった⁵⁷。その翌年の新年拝賀でも皇后は、「白地に薄桃花色に草花模様の御上着に同じ色同じ模様の洋服⁵⁸」そして、「白地に薄桃色の草花模様の御上着に同じ色同じ模様の御裳⁵⁹」の大礼服を着用している。一八九一、二そして四年の新年拝賀で着用された大礼服は、白地に薄桃色のボデイスに、同じ色かつ同じ模様のトレーンであった。これは、大聖寺の大礼服を表現した記述であると考えられる。特に重要であるのが、いずれの記事もその柄について「草花模様」とし、「薔薇^{しやうひび}」とはしていない点である。そもそも、大聖寺所蔵の大礼服が今日「バラの刺繍」と断定して論じられているが、大輪の花と大ぶりの葉を果たしてバラとのみ表象するのが適切であるか疑問がある (図1) (二七頁)、



図6 白縹子地刺繍草花模様大礼服の刺繍(部分)

大聖寺所蔵

明治神宮鎮座百年祭記念シンポジウム 100年の森で未来を語る Mの森連続フォーラム
2020年10月24日開催パンフレット「美の継承——昭憲皇太后大礼服の物語」より

〔図6〕。大聖寺所蔵の大礼服に見られる刺繍は、バラの特徴である棘や尖った花弁は見られず、大輪の丸みを帯びた花である。芍薬に似ているが、芍薬は一本の茎に一つの花がつくので、花のすぐ真下につぼみが見られる刺繍とは違いがある。牡丹は、葉に切れ込みがあるのが特徴であるので、切れ込みの見られない刺繍の葉とは少し異なる。ただ、意匠となった場合、切れ込みのない牡丹の葉が描かれる場合もある。例えば、一八九二(明治二五)年に明治天皇から鍋島直大に下賜された「菊御紋付牡丹孔雀象嵌銀製花瓶」(金沢銅器会社製作)などがそれにあたる。なお、小林綾造の『錦綾帖』の見本帳には、花唐草模様や草花模様、そして牡丹の意匠をみることはできるが、薔薇の掲載はない。このように、大聖寺所蔵の大礼服の柄を「バラの刺繍」と限定するのではなく、芍薬や牡丹といった古典園芸植物も加味した創作的な草花模様の意匠とみる方が自然である。

さて、大聖寺の大礼服が一八九(明治二二)年二月一日の憲法発布式ないし同日の行事で着用されたとの指摘がある⁽⁶⁾。しかしながら、憲法発布式で皇后が着用したのは、大礼服ではなく中礼服であった⁽⁶⁾。フォン・モールは憲法発布式典での皇后の装いについて、「皇后は洋式のダイヤをちりばめた宝冠をおかぶりになり、バラ色の衣裳に、やはりダイヤをちりばめたリヴィエラ風のアクセサリーをつけておられた」と記述している。色の表現を理解するのは容易

ではないが、フォン・モールは「バラ色（筆者注…原文はrosé）」を桜の花びらを表現する際にも用いていることから、バラ色とはピンク色を指しているといえる。そして、同日夜の宮中舞樂の演奏の席での皇后の装いについて、「皇后は白地に金色の洋服を召され、ダイヤを散りばめた王冠をかぶられた」としている。その中での出来事として「ガラスのおおいのないロウソクの火が大礼服の上にロウソクをたらしめたことが多少問題になった」と日本語訳版にあるが、「大礼服」の部分はドイツ語原文で男性の大礼服をあらわす“Galuniforment”である。さらに、同年二月一二日付けの『郵便報知新聞』夕版によると、陪覧者のうち有位の者は大礼服、無位の者は通常礼服、女性は大礼服であったと記載されているが、皇后が憲法発布の一連の行事のなかで大礼服を着用した根拠は見当たらない。

三、フォン・モール夫妻帰国後の状況

フォン・モール夫妻によるドイツでの大礼服の発注

フォン・モール夫妻は前述した十二着の洋服の発注を含め、二回ドイツで皇后のための発注をおこなっている。一回目は一八八九年四月のことで、フォン・モール夫妻が二年の日本での在任期間を終えて帰国する際に、妻のヴァンダに日本製の洋服地をもってドイツ

で皇后の洋服の裁縫を発注するよう依頼がなされた。そのための白縮緬の洋服地等を皇后宮大夫香川敬三がベルリンの日本公使館に送っている。フォン・モール夫妻はゲルズン商会に発注し、それらの洋服は一八八九年七月一九日付け *Berliner Tageblatt* に掲載された。二回目は一八九〇年三月で、『昭憲皇太后実録』には「是の月（筆者注…一八九〇（明治二三）年三月）元宮内省顧問ドイツ国人オットマン・フォン・モールの妻に大礼服等御服の裁縫を依頼したまひしを以て、所用の服地を在ベルリンの我公使館に送付せしめらる」とある。二回目に発注されたのは明確に大礼服であった。あくまでも推測の域をでないが、製作・着用時期やその他の大礼服の状況から判断して、一八九三（明治二六）年の新年拝賀で着用された大礼服と考えられる。その大礼服は、「白地に同じ白を以て縫出せる花唐草の御衣に薄花色縐子の金色の菊花を縫たる御裳の御服」、⁽⁶⁵⁾「白地へ白にて高縫せる花唐草の御衣に薄花色縐子地菊花を糸及び金にて繡したる御裳の御服」⁽⁶⁶⁾であり、白地に白の高い刺繡が施された花唐草模様のボディイスに、薄花色の縐子地に金色の意図で菊花の刺繡の施されたトレーンの大礼服であった。なお、この大礼服の現存は確認されていない。

国産洋服地の再奨励

一八九一年六月一〇日、皇后は重ねて国産洋服地を奨励する旨の

沙汰を出した。⁶⁹ 内容は左記の通りである。

十日 是より先、明治二十年一月殖産興業の御見地より服地は国産織物を愛用すべき思召書を大臣・勅任官及び華族等に賜ひしが、歳月を経るに従ひ其の趣意等閑に流るるの弊風漸く起れるを以て、今般重ねて洋服地を始め其の附属品に至る迄、能ふ限り国産品を愛用し、且質素実用を主とすべき旨御沙汰あらせらる。天皇之を聞かせられ、皇后の思召を先づ皇族及び女官等に達せしむべき旨御沙汰あり、且皇后に費用として金五千円を六月及び十二月の二季に分ちて贈進あらせらる。

この時すでに国産洋装大礼服が完成し、皇后は新年拝賀で着用していた。そのことが、皇后が国産洋服地の奨励をさらに後押しした。国産洋装大礼服の「完成」の後、皇后より改めて、できる限り国産品を愛用し、かつ質素実用を主とする沙汰が出たことは興味深い。さらに、天皇が皇族および女官に通達することによって徹底したことも、天皇の洋装に対する意向が感じられる。

ここで重要なのが、殖産興業の見地より洋服地に国産品を用いることが重要とされていることで、洋服の縫製にも国産を求めているわけではないことである。それは前項で示した、モール夫妻がドイツに日本製の洋服地を持ち込んで大礼服を発注したことに現れて

いる。つまり、織物産業振興のため、洋服それも高位の女性のためのドレスにも通用する布地を日本で製作することに力点が置かれている。明治天皇と昭憲皇后は、来る洋装の普及に向け、既存の着物地だけではなく、洋服地に適した布地を製作させることによって国内織物産業の育成を牽引したのである。

むすびに

以上、本稿では皇后の最初の国産洋装大礼服について、宮内公文書館所蔵史料を中心に論じてきた。最初の国産洋装大礼服は、一八八八年一月二三日に大島万吉が三五万円で宮内省に納品したものが、かつ小林綾造が洋服地を製作していたもので、現在京都の尼門跡大聖寺に所蔵されている白繻子地刺繡草花模様大礼服と同定できる。一八八六年にドイツのマックス・エンゲルに発注した大礼服が最終的に十五万四千七十二円二厘であったことから、国産であるにも関わらず二・三倍の費用がかかっている。ドイツに発注した方が、より安い費用で舶来の大礼服を購入できた。それでも皇后は、国産で洋装大礼服を調製することにこだわった。それは国産品を奨励することによって、国内産業の発展に寄与するものと期待されたからである。フォン・モール夫妻がドイツのベルリンに発注した大礼服をはじめとする洋装品の発注は、ドイツにおいてもドイツ国内の商業

の発展に貢献するといわれるほどのものでもあった。⁽¹⁾ それだけに、大礼服の生産技術を通じて培われる国産洋装品市場の発展は、大いに期待されるものであった。小林綾造が一八八八年に出版した『錦綾帖』において辻治之は、冒頭でローレンツ・フォン・シュタイン(Lorenz von Stein)を引用しつつ、物品を生産し海外に販路を開くことが自由貿易につながるの考えを示した。⁽²⁾ そして、この帖が織物の生産力を増加させ、殖産興業の道を開くこと、ひいては日本美術の挽回をもたらすと期待する文章を寄せた。小林綾造にとつてフォン・モール夫妻の指導による皇后の大礼服地の生産経験は、織元を大いに繁盛させる一つの大きな契機となった。⁽³⁾ 大礼服の国内生産が軌道に乗ったことにより、一八九一年六月以降、皇后はさらに国内生産による洋装の奨励に意欲をみせた。皇后は自身が洋装することによって、日本の近代化を国内外に示しただけでなく、その制度的改革は衰退していた織元の復興と殖産興業の発展にも寄与するものとなった。

本稿では文献史料をもとに最初の国産洋装大礼服について考察を行ってきた。冒頭で触れたように、大礼服の調製年代を比定し、製作者を明らかにすることは服飾史研究の手法だけでは容易ではない。それはデザインや材質などのみで判断できるものではないからである。また一方で、文献に記載されている情報のみで比定できるものでもない。つまり、それぞれの研究を架橋して初めて、より一層確

からしい事実が判明する。そのことを本稿で示したつもりである。

注

(1) 明治天皇の皇后美子については、「昭憲皇太后」と追号されたため、「昭憲皇太后」が正式な呼称となっている。本稿では、明治天皇の后という意味で以下「皇后」を使用する。

(2) 皇后の大礼服という場合、十二単も大礼服であるため、本論ではあえて洋装大礼服と記述する。宮内庁宮内公文書館(以下、宮内公文書館)所蔵明治十九年「御用度録」購入四、調度寮、六九二八二には、御唐衣、御表着御五衣、御単、御裳の請求書に「皇后宮御大礼服新調ニ付」とある。これによって、十二単が大礼服であったことがわかる。またそれとは別に、「古式夏大礼服」との記述もある。

(3) 明治神宮教学研究センター「昭憲皇太后九十年祭記念展 昭憲皇太后——美しき明治の皇后」、於…明治神宮、二〇〇四年、東京藝術大学、中世日本研究所、産経新聞社主催「尼門跡寺院の世界——皇女たちの信仰と御所文化」、於…東京藝術大学大学美術館、二〇〇九年、学校法人文化学園・文化学園服飾博物館主催「明治・大正・昭和戦前期の宮廷服」於…文化学園服飾博物館、二〇一三年、明治神宮教学研究センター「昭憲皇太后百年祭記念 明治の皇后——明治天皇と歩まれた昭憲皇太后」、於…明治神宮文化館宝物展示室、二〇一四年、「昭憲皇太后——新しき時代の皇后」、於…明治神宮文化館、二〇一七年、横浜美術館主催「ファッショントとアート 麗しき東西交流」、於…横浜美術館、二〇一七年、華ひらく皇室文化展実行委員会主催「明治150年記念 華ひらく皇室文化——明治宮廷を彩る技と美」、於…徳川美術館、名古屋市蓬左文庫、秋田市立千秋美術館、京都文化博物館、泉屋博古館分館、学習院大学史料館、二〇一八〜二〇一九年、共立女子大

- 学博物館主催「和と洋が出会う博物館共立女子大学コレクション・5——宮廷の服飾」、於：共立女子大学博物館、二〇一九年、「明治神宮鎮座百年祭記念展 明治神宮の鎮座」、於：明治神宮ミュージアム、明治神宮、二〇二〇年、茨城県立歴史館主催「華麗なる明治——宮廷文化のエッセンス」、於：茨城県立歴史館、二〇二二年、文化学園服飾博物館主催「日本の洋装化と文化学園のあゆみ」、於：文化学園服飾博物館、二〇二三年。
- (4) モニカ・ペーテ「昭憲皇太后の白い大礼服の伝来について」（明治神宮国際神道文化研究所紀要『神園』第二九号、二〇二三、一八一—一八五頁）。
- (5) 中山千代『日本婦人洋装史』、吉川弘文館、一九八七。
- (6) 植木淑子「女子大礼服の着用について」（『日本服飾学会誌』第一六号、一九九七、六二—六九頁）、同「明治天皇の皇后の洋装について——文献資料による」（『日本服飾学会誌』第一七号、一九九八、一一七—一二六頁）、同「昭憲皇太后と洋装」（『明治聖徳記念学会紀要』第五〇号、二〇一三、四〇四—四二二頁）。
- (7) 吉原康和「歴史を拓いた明治のドレス」、株式会社G、B、二〇二二、および同「独り歩きする虚説『帝国憲法発布式に大礼服』FACTA ONLINE、二〇二三。
- (8) 大礼服と中礼服の違いは、主にトレーンの長さにある。公益財団法人成蹊閣所蔵の前田侯爵家伝来大礼服のように、トレーンを取り外して中礼服として、また取り付けて大礼服として着用できるものもあるため、ボディとスカート部分はそのままに、トレーンの着脱によって大礼服とも中礼服ともなり得る。よって、大礼服として現存するものも中礼服として、また中礼服として現存するものも大礼服として着用していた可能性があることを指摘しておく。「中礼服」としては、ピンク色が文化学園服飾博物館に、真白地織物銀通し菊花小模様中礼服が宮内庁三の丸尚蔵館に所蔵されている。
- (9) 枳居宏枝「昭憲皇后の大礼服発注をめぐる対独外交」（お茶の水女子大学『人間文化創成科学論叢』第一八号、二〇一五、三九—四八頁）。
- (10) 明治神宮監修『昭憲皇太后実録』上巻、吉川弘文館、二〇一四、三七九—三八〇頁。
- (11) 宮内公文書館所蔵、明治一九年「会計予算録」二、内蔵寮、二三八四—二。
- (12) 明治（一九一一年）七月二五日付け香川敬三宛伊藤博文書簡霞会館記念学習院ミュージアム所蔵「香川家史料」二〇八七六。
- (13) 注（11）に同じ。
- (14) 同右。
- (15) 研谷紀夫編『皇族元勳と明治人のアルバム——写真師丸木利陽とその作品』吉川弘文館、二〇一五、二六—二九頁、および長佐古美奈子「宮中晩餐会の歴史的考察（二）——明治三年大日本帝国発布式の諸様相」（『学習院大学史料館紀要』第二七号、二〇二一）。
- (16) この点については、真辺美佐「近代日本における皇室外交儀礼の形成過程——管轄官庁の変遷を通して」（安在邦夫、真辺将之、荒船俊太郎編著『明治期の天皇と宮廷』、梓出版社、二〇一六）の第六節を参照のこと。
- (17) 宮内公文書館所蔵、明治二年「御用度録」二、調度寮、六九三〇〇。
- (18) 大島萬吉、または大嶋万吉、大嶋萬吉とも。
- (19) 前掲『日本婦人洋装史』、三二—三四頁。出典は、「業界長老諸氏談話」とある。なお、明治三仕立屋と称されていた「飯島民次郎」、「大島万蔵」、「田中栄次郎」のうちの「大島万蔵」とは名前が似ているが、親子か兄弟であろうか。大島万蔵の顧客は官界・財界の夫人が多かったといわれている（前掲『日本婦人洋装史』、一七—四頁）。
- (20) 宮内公文書館所蔵、明治二〇年「御用度録」購入三、調度寮、六九二九三。
- (21) 宮内公文書館所蔵、明治二〇年「御用度録」購入二、調度寮、六九二九二。
- (22) 注（20）に同じ。
- (23) 同右。

- (24) 同右。
- (25) 注(21)に同じ。
- (26) 注(20)に同じ。
- (27) 同右。
- (28) 同右。
- (29) 同右。住所は日本橋区呉服町一八番地(宮内公文書館所蔵、明治三三年「御用度録」宮廷費御服ノ部、調度寮、六九三三三)。
- (30) 注(20)に同じ。
- (31) 同右。
- (32) 同右。
- (33) オットマール・フォン・モール、金森誠也訳『ドイツ貴族の明治宮廷記』講談社学術文庫、二〇一一年、一八、二二頁。von Mohl, Otmur, *Am japanischen Hofe, mit einem Vorwort und Begleitexten von Klaus Lerch, Klaus Hibarios Verlag, 2013, S. 15, 17.*
- (34) 同右、五三一六〇頁。S. 37-40。
- (35) 同右、五七頁。S. 39。
- (36) 宮内公文書館所蔵、明治三三年「例規録」、皇后宮職、五一〇四。
- (37) 宮内公文書館所蔵、明治三三年「重要雑録」、皇后宮職、二四七五八。
- (38) 福羽逸人『福羽逸人回顧録』、財団法人国民公園協会新宿御苑、二〇〇六、二八頁。
- (39) 山川三千子『女官——明治宮中出仕の記』(講談社、二〇一六)によれば、「今のように専門のデザイナーなどなかったので、フランスから送られて来るカタログによって、この人たち(筆者注：山川操、北島以登子、香川志保子)が、皇后宮さまの御洋服の形を考えて、お裁縫所で作らせるのでした」(二二頁)、「お洋服は別にお裁縫所というのがあった、そこで専任の玄人がお仕立をしていて、皇后宮様のお寸法は、外国語のお通弁をしている高等女官の人々が、また女官の物は裁縫所にいる女の係員が寸法をとるこ

とになっておりまして、全部御所内で縫ってありました」(三六頁)、「この日(筆者注：観桜会)のためには皇后宮様のお洋服のご新調や、御装身具との調和などと、御服装のことを担当する御用掛の人は、なかなか頭痛の種のようにございました。カタログはすべてフランスから送られてきていました(中略)生地類はたいがい輸入品でした」(二七八頁)とある。

- (40) 都新聞社『都の華』第三四号、一九〇〇年六月、七頁。なお、ルビは一部のみ掲載し省略した。
- (41) 注(36)に同じ。
- (42) 前掲『ドイツ貴族の明治宮廷記』、一二七—一二八頁。Am japanischen Hofe, S. 84。
- (43) 同右、一五九—一六〇頁。フォン・モールの「日本の民族衣裳」(前掲『ドイツ貴族の明治宮廷記』一五八—一六一頁)とよく似た内容の報告を、駐日ドイツ公使のフォン・ホルレーベンがドイツの外務省へ書き送っている(Politisches Archiv des Auswärtigen Amtes, RI.8.674)。フォン・ホルレーベンは観菊会で聞いた内容としている。情報源は、観菊会で会ったフォン・モールから得たものであろうか。内閣における薩摩閥についての情報も近似している。なおフォン・モールは、ハイデルベルク大学の「Andater」クラブの重要なメンバーの一人であったフォン・ホルレーベンのことを一八六〇年代からよく認識していた(*Am japanischen Hofe, S. 18*)。
- (44) 注(17)に同じ。
- (45) 小林綾造編集・発行『錦織帖』(丸善商社書店、博聞社、一八八九年六月二八日発行)によれば、小林綾造の住所は、京都一条通黒門東入如水町一九番地、支店は東京日本橋区呉服町一八番地。注(29)に記載されている住所は東京支店である。東京支店で宮内省の御用聞きを行い、京都の本店に工場を持ち製作していたと考えられる。
- (46) 西陣織の六人衆および小林綾造については、玲瓏館主人「西陣最後の六人衆 小林綾造寸描」(上方郷土研究会編『上方』一〇二号、創元社、

- 一九三九年、四一―四三頁）を参照。『上方』の「編輯者より」に掲載された氏名から判断し、玲瓏館主人は西陣織物研究家の野村信三のこと。
- (47) 一八八七年三月三日付け『大阪朝日新聞』一面。
- (48) 宮内庁編『明治天皇紀』第六卷、吉川弘文館、一九七一、六二二頁。および前掲『昭憲皇太后実録』上巻、四〇〇―四〇一頁。
- (49) 有栖川宮熾仁が揮毫したのは、「明治二年三月」（『錦綾帖』）で、有栖川宮熾仁『熾仁親王日記』（第五卷、高松宮家、三六頁）明治二年三月二八日の条に、「従四位伯溝口直正・織物職小林綾造・侍医池田謙齋・監軍伯山県有朋来入、面謁之事」とあることから、この時に揮毫したと考えられる。
- (50) 明治神宮国際神道文化研究所編『明治神宮100年の森で未来を語る——Mの森連続フォーラム全記録』、鹿島出版会、二〇二三、八九―九一頁。
- (51) 山口晋一編『諸官省用達商人名鑑 第一回後編』、山口晋一、一九一一、五八頁。
- (52) 前掲『明治神宮100年の森で未来を語る——Mの森連続フォーラム全記録』、八六頁。
- (53) 一八八九年一月二日付け『郵便報知新聞』、六面。
- (54) 消去法ではあるが、深井晃子が「幻の大礼服ジャン・フィリップ・ウォルトの回想」（前掲『神園』第二九号、一七二―一八〇頁）で指摘しているフランスの高級婦人服店ジャン・フィリップ・ウォルト (Jean Philippe Worth) が一八八〇年代に製作した日本の皇后のための大礼服がこれにある可能性がある。しかしながら、史料の根拠がウォルトの回想 (Worth, Jean Philippe, *A Century of Fashion*, Boston: Little Brown & Company, 1928.) によるもので、領収書類はみつかっていない。また、現存も確認されていない。
- (55) メアリー・フレイザー著、ヒュー・コータツツイ編、横山俊夫訳『英国公使夫人の見た明治日本』、淡交社、一九八八年、一三七頁。
- (56) 一八九〇年一月二日付け『郵便報知新聞』、二面。
- (57) 一八九一年一月二日付け『郵便報知新聞』、三面。
- (58) 一八九二年一月三日付け『読売新聞』、二面。
- (59) 一八九二年一月二日付け『郵便報知新聞』、二面。
- (60) 大聖寺所蔵の大礼服の修復を行っている中世日本研究所所長のモニカ・ベーターが二〇二三年三月一八日報道のNHK番組「ロイヤル・ミステリー 皇后のドレスの謎」のなかで発言したほか、前掲『昭憲皇太后の白い大礼服の伝来について』においても言及している。さらに、同年二月に大聖寺での大礼服の一般公開を報じた大手新聞も同様の趣旨で報じている（二月九日付け『京都新聞』、二月一〇日付け『産経新聞』、同日付け『朝日新聞』）。この点について、前掲「独り歩きする虚説『帝国憲法発布式に大礼服』」において吉原によつてすでに指摘がなされている。
- (61) 宮内公文書館所蔵、明治二年「憲法発布式録」、式部職、一二八四八。この史料を参照していないが、この時の中礼服については次の論考がある。植木淑子「明治天皇の皇后の洋服について——ピンク地羽根文様御中礼服」（『日本服飾学会誌』第一八号、一九九九、四七―五四頁）。
- (62) 前掲『ドイツ貴族の明治宮廷記』、二七四頁。 *Am japanischen Hofe*, S. 183.
- (63) 同右、二〇四―二〇五頁。 *Ibid.*: S.135.
- (64) 同右、二七七頁。 *Ibid.*: S.185.
- (65) 宮内公文書館所蔵、明治二年「重要雑録」、皇后宮職、二四七五二。
- (66) 前掲『昭憲皇太后実録』上巻、五一―五二頁。
- (67) 一八九三年一月三日付け、『東京朝日新聞』、一面。
- (68) 一八九三年一月三日付け、『郵便報知新聞』、一面。
- (69) 前掲『昭憲皇太后実録』上巻、五六九頁。
- (70) 一八八九年七月一八日付け *Berliner Tageblatt*.
- (71) 辻は東京府士族で、辻治之編、安達謙蔵『内地雑居講究会報告』（一八九二年）や辻治之編、内地雑居講究会『内地雑居尚早意見』（一八九三年）などがある。

(72) なお、シュタイン自身はこの頃始まった日本女性の洋装について、丸山作楽に反対である旨の意見を述べている（丸山作楽「澳国通信」、『東洋学会雑誌』第九号、二五―二六頁）。

(73) 小林綾造の生活ぶりは豪奢を極めたが、後年は没落したといわれている（前掲、玲瓏館主人「西陣最後の六人衆 小林綾造寸描」、四二―四三頁）。

付記

本研究はJSPS科研費「P19H01296」、P20H01464の助成を受けたものです。